

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和4年7月22日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	5件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	5件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100592号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2200027号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成26年12月26日は16万7,000円、平成27年8月10日は19万2,000円、平成27年12月28日は22万2,000円、平成28年8月10日は23万5,000円、平成28年12月27日は25万7,000円、平成29年8月10日は23万2,000円、平成29年12月27日は23万1,000円、平成30年8月10日は22万4,000円に訂正することが必要である。

平成26年12月26日、平成27年8月10日、平成27年12月28日、平成28年8月10日、平成28年12月27日、平成29年8月10日、平成29年12月27日及び平成30年8月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年12月26日、平成27年8月10日、平成27年12月28日、平成28年8月10日、平成28年12月27日、平成29年8月10日、平成29年12月27日及び平成30年8月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成26年12月26日
② 平成27年8月10日
③ 平成27年12月28日
④ 平成28年8月10日
⑤ 平成28年12月27日
⑥ 平成29年8月10日
⑦ 平成29年12月27日
⑧ 平成30年8月10日

請求期間について、A社から賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたが、賞与の記録がないので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された当該期間に係る給与明細書及び給与所得の源泉徴収票、A社から提出された請求期間に係る請求者の賃金台帳（以下、併せて「賞与関連資料」という。）、同社の回答並びに社会保険事務担当者の陳述から判断して、請求者は、同社から請求期間①は16万7,000円、請求期間②は19万2,000円、請求期間③は22万2,000円、請求期間④は23万5,000円、請求期間⑤は25万7,000円、請求期間⑥及び請求期間⑦は23万2,000円、請求期間⑧は22万4,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、請求期間①は38万4,000円、請求期間②は44万1,000円、請求期間③は43万6,000円、請求期間④は46万1,000円、請求期間⑤は49万4,000円、請求期間⑥は44万6,000円、請求期間⑦は23万1,000円、請求期間⑧は22万5,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を、事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、賞与関連資料により認められる賞与の支払額又は厚生年金保険料控除額から、請求期間①は16万7,000円、請求期間②は19万2,000円、請求期間③は22万2,000円、請求期間④は23万5,000円、請求期間⑤は25万7,000円、請求期間⑥は23万2,000円、請求期間⑦は23万1,000円、請求期間⑧は22万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は、平成26年12月26日、平成27年8月10日、平成27年12月28日、平成28年8月10日、平成28年12月27日、平成29年8月10日、平成29年12月27日及び平成30年8月10日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和4年1月14日に提出しており、いずれの厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成26年12月26日、平成27年8月10日、平成27年12月28日、平成28年8月10日、平成28年12月27日、平成29年8月10日、平成29年12月27日及び平成30年8月10日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100593号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2200028号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成16年8月10日は38万5,000円、平成17年8月10日は35万5,000円、平成26年12月26日は39万8,000円、平成27年8月10日は45万3,000円、平成27年12月28日は48万3,000円、平成28年8月10日は60万4,000円、平成29年1月10日は50万3,000円、平成29年8月10日は60万9,000円、平成30年1月10日は50万6,000円、平成30年8月10日は53万7,000円に訂正することが必要である。

平成16年8月10日、平成17年8月10日、平成26年12月26日、平成27年8月10日、平成27年12月28日、平成28年8月10日、平成29年1月10日、平成29年8月10日、平成30年1月10日及び平成30年8月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年8月10日、平成17年8月10日、平成26年12月26日、平成27年8月10日、平成27年12月28日、平成28年8月10日、平成29年1月10日、平成29年8月10日、平成30年1月10日及び平成30年8月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成16年8月10日
② 平成17年8月10日
③ 平成26年12月26日
④ 平成27年8月10日
⑤ 平成27年12月28日
⑥ 平成28年8月10日
⑦ 平成29年1月10日
⑧ 平成29年8月10日
⑨ 平成30年1月10日

⑩ 平成 30 年 8 月 10 日

請求期間について、A社から賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたが、賞与の記録がないので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間の賞与について、A社から平成 27 年、平成 28 年、平成 29 年及び平成 30 年賃金台帳、請求者から平成 16 年 7 月分及び平成 17 年 7 月分賞与明細書、平成 16 年 7 月分、平成 17 年 7 月分、平成 26 年 12 月仮払、平成 26 年 12 月分、平成 27 年 7 月分、平成 27 年 12 月仮払、平成 27 年 12 月分、平成 28 年 7 月分、平成 28 年 12 月分、平成 29 年 7 月分、平成 29 年 12 月分及び平成 30 年 7 月分給与明細書、平成 18 年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書、平成 27 年分、平成 28 年分、平成 29 年分及び平成 30 年分給与所得の源泉徴収票並びに預金通帳の写し（以下、併せて「賞与関連資料」という。）が提出されている。

請求期間①、②及び⑨について、賞与関連資料、A社の回答並びに給与計算及び社会保険事務担当者の陳述から判断して、請求者は、同社から、請求期間①は 38 万 5,000 円、請求期間②は 35 万 5,000 円、請求期間⑨は 50 万 6,000 円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を、事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間③から⑧までの期間及び請求期間⑩について、賞与関連資料、A社の回答並びに給与計算及び社会保険事務担当者の陳述から判断して、請求者は、同社から、請求期間③には 39 万 8,000 円、請求期間④は 45 万 3,000 円、請求期間⑤は 48 万 3,000 円、請求期間⑥は 60 万 4,000 円、請求期間⑦は 50 万 3,000 円、請求期間⑧は 60 万 9,000 円、請求期間⑩は 53 万 7,000 円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、請求期間③は 91 万 5,000 円、請求期間④は 104 万 1,000 円、請求期間⑤は 94 万 7,000 円、請求期間⑥は 118 万 5,000 円、請求期間⑦は 96 万 7,000 円、請求期間⑧は 117 万 1,000 円、請求期間⑩は 53 万 8,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を、事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間③から⑧までの期間及び請求期間⑩に係る標準賞与額については、賞与関連資料、A社の回答並びに給与計算及び社会保険事務担当者の陳述により認められる賞与の支払額から、請求期間③は 39 万 8,000 円、請求期間④は 45 万 3,000 円、請求期間⑤は 48 万 3,000 円、請求期間⑥は 60 万 4,000 円、請求期間⑦は 50 万 3,000 円、請求期間⑧は 60 万 9,000 円、請求期間⑩は 53 万 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は、平成 16 年 8 月 10 日及び平成 17 年 8 月 10 日については、

厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出することを失念し、また、平成 26 年 12 月 26 日、平成 27 年 8 月 10 日、平成 27 年 12 月 28 日、平成 28 年 8 月 10 日、平成 29 年 1 月 10 日、平成 29 年 8 月 10 日、平成 30 年 1 月 10 日及び平成 30 年 8 月 10 日については、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 4 年 1 月 14 日に提出しており、いずれの厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所又は年金事務所は、請求者の平成 16 年 8 月 10 日、平成 17 年 8 月 10 日、平成 26 年 12 月 26 日、平成 27 年 8 月 10 日、平成 27 年 12 月 28 日、平成 28 年 8 月 10 日、平成 29 年 1 月 10 日、平成 29 年 8 月 10 日、平成 30 年 1 月 10 日及び平成 30 年 8 月 10 日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100594号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2200029号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成26年12月26日は34万円、平成27年8月10日は39万5,000円、平成27年12月28日は42万5,000円、平成28年8月10日は51万7,000円、平成28年12月27日は44万5,000円、平成29年8月10日は52万2,000円、平成29年12月27日は44万8,000円、平成30年8月10日は46万7,000円に訂正することが必要である。

平成26年12月26日、平成27年8月10日、平成27年12月28日、平成28年8月10日、平成28年12月27日、平成29年8月10日、平成29年12月27日及び平成30年8月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年12月26日、平成27年8月10日、平成27年12月28日、平成28年8月10日、平成28年12月27日、平成29年8月10日、平成29年12月27日及び平成30年8月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成26年12月26日
② 平成27年8月10日
③ 平成27年12月28日
④ 平成28年8月10日
⑤ 平成28年12月27日
⑥ 平成29年8月10日
⑦ 平成29年12月27日
⑧ 平成30年8月10日

請求期間について、A社から賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたが、賞与の記録がないので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間の賞与について、A社から平成27年、平成28年、平成29年及び平成30年賃金台帳、請求者から平成26年12月仮払、平成27年12月分、平成28年

7月分、平成28年12月分、平成29年7月分、平成29年暫定12月、平成29年12月分及び平成30年7月分給与明細書並びに平成29年分及び平成30年分給与所得の源泉徴収票、課税庁から平成28年度、平成29年度、平成30年度及び平成31年度市民税・県民税所得・課税証明書並びに金融機関から預金取引明細表1（以下、併せて「賞与関連資料」という。）が提出されている。

請求期間①から⑥までの期間及び請求期間⑧について、賞与関連資料、A社の回答並びに給与計算及び社会保険事務担当者の陳述から判断して、請求者は、同社から、請求期間①は34万円、請求期間②は39万5,000円、請求期間③は42万5,000円、請求期間④は51万7,000円、請求期間⑤は44万5,000円、請求期間⑥は52万2,000円、請求期間⑧は46万7,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、請求期間①は78万1,000円、請求期間②は90万8,000円、請求期間③は83万4,000円、請求期間④は101万4,000円、請求期間⑤は85万6,000円、請求期間⑥は100万4,000円、請求期間⑧は46万8,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を、事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑥までの期間及び請求期間⑧に係る標準賞与額については、賞与関連資料により認められる賞与の支払額から、請求期間①は34万円、請求期間②は39万5,000円、請求期間③は42万5,000円、請求期間④は51万7,000円、請求期間⑤は44万5,000円、請求期間⑥は52万2,000円、請求期間⑧は46万7,000円とすることが必要である。

請求期間⑦について、賞与関連資料、A社の回答並びに給与計算及び社会保険事務担当者の陳述から判断して、請求者は、同社から、44万8,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を、事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成26年12月26日、平成27年8月10日、平成27年12月28日、平成28年8月10日、平成28年12月27日、平成29年8月10日、平成29年12月27日及び平成30年8月10日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和4年1月14日に提出しており、いずれの厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成26年12月26日、平成27年8月10日、平成27年12月28日、平成28年8月10日、平成28年12月27日、平成29年8月10日、平成29年12月27日及び平成30年8月10日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100595号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2200030号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成26年12月26日は10万7,000円、平成27年8月10日は9万9,000円、平成27年12月28日は15万6,000円、平成28年8月10日は20万7,000円、平成28年12月27日は16万円、平成29年8月10日は22万9,000円、平成29年12月27日は16万1,000円、平成30年8月10日は19万8,000円に訂正することが必要である。

平成26年12月26日、平成27年8月10日、平成27年12月28日、平成28年8月10日、平成28年12月27日、平成29年8月10日、平成29年12月27日及び平成30年8月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年12月26日、平成27年8月10日、平成27年12月28日、平成28年8月10日、平成28年12月27日、平成29年8月10日、平成29年12月27日及び平成30年8月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成26年12月26日
② 平成27年8月10日
③ 平成27年12月28日
④ 平成28年8月10日
⑤ 平成28年12月27日
⑥ 平成29年8月10日
⑦ 平成29年12月27日
⑧ 平成30年8月10日

請求期間について、A社から賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたが、賞与の記録がないので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社から提出された請求期間に係る請求者の賃金台帳、請求者から提出された請求期間に係る給与明細書、給与所得の源泉徴収票及び預金通帳（以下、併せて「賞与関連資料」という。）、同社の回答並びに社会保険事務担当者の陳述から判断して、請求者は、同社から、請求期間①は10万7,000円、請求期間②は9万9,000円、請求期間③は15万6,000円、請求期間④は20万7,000円、請求期間⑤は16万円、請求期間⑥は22万9,000円、請求期間⑦は16万2,000円、請求期間⑧は19万8,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、請求期間①は24万6,000円、請求期間②は22万8,000円、請求期間③は30万6,000円、請求期間④は40万6,000円、請求期間⑤は30万8,000円、請求期間⑥は44万1,000円、請求期間⑦は16万1,000円、請求期間⑧は19万9,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を、事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、賞与関連資料により認められる賞与の支払額又は厚生年金保険料控除額から、請求期間①は10万7,000円、請求期間②は9万9,000円、請求期間③は15万6,000円、請求期間④は20万7,000円、請求期間⑤は16万円、請求期間⑥は22万9,000円、請求期間⑦は16万1,000円、請求期間⑧は19万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成26年12月26日、平成27年8月10日、平成27年12月28日、平成28年8月10日、平成28年12月27日、平成29年8月10日、平成29年12月27日及び平成30年8月10日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和4年1月14日に提出しており、いずれの厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成26年12月26日、平成27年8月10日、平成27年12月28日、平成28年8月10日、平成28年12月27日、平成29年8月10日、平成29年12月27日及び平成30年8月10日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100596号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2200031号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成26年12月26日は20万円、平成27年8月10日は26万円、平成29年12月27日は2万円、平成30年8月10日は33万4,000円に訂正することが必要である。

平成26年12月26日、平成27年8月10日、平成29年12月27日及び平成30年8月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年12月26日、平成27年8月10日、平成29年12月27日及び平成30年8月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成3年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成26年12月26日
② 平成27年8月10日
③ 平成29年12月27日
④ 平成30年8月10日

請求期間について、A社から賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたが、賞与の記録がないので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社から提出された請求期間に係る請求者の賃金台帳、請求者から提出された平成29年暫定12月、平成29年12月分及び平成30年7月分給与明細書、課税庁から提出された請求期間に係る給与支払報告書、金融機関から提出された通常貯金預払状況調書(以下、併せて「賞与関連資料」という。)、同社の回答並びに社会保険事務担当者の陳述から判断して、請求者は、同社から、請求期間①は20万円、請求期間②は26万円、請求期間③は29万4,000円、請求期間④は33万4,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、請求期間

①は46万円、請求期間②は59万8,000円、請求期間③は2万円、請求期間④は33万5,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を、事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、賞与関連資料により認められる賞与の支払額又は厚生年金保険料控除額から、請求期間①は20万円、請求期間②は26万円、請求期間③は2万円、請求期間④は33万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成26年12月26日、平成27年8月10日、平成29年12月27日及び平成30年8月10日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和4年1月14日に提出しており、いずれの厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成26年12月26日、平成27年8月10日、平成29年12月27日及び平成30年8月10日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。